

高福第5013号

令和6年3月14日

地域密着型サービス事業所 管理者 様  
居宅介護支援事業所 管理者 様  
介護予防支援事業所 管理者 様

新発田市高齢福祉課長

### 指定介護サービスの事業の基準を定める条例の改正及び条例遵守について

日頃から当市の介護保険制度の運営に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、新発田市議会令和6年2月定例会にて、下記の条例の一部を改正する旨の条例改正案が可決され、令和6年3月13日に公布されました。

条例改正の内容等については下記のとおりとなりますので、御確認の上、条例に基づき適正な事業所運営をお願いします。

### 記

#### 1 改正条例名

- (1) 新発田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 新発田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (3) 新発田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 新発田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

#### 2 施行期日

令和6年4月1日（一部、令和7年4月1日施行の条項の他、経過措置を設ける条項あり）

#### 3 条例改正内容

条例改正の内容は、省令（別紙1参照）に準じたものとなります（省令の主な改正内容は別紙2参照）。

条例改正の詳細は、条例新旧対照表（別紙3参照）で御確認ください。

**【問合せ先】**

新発田市高齢福祉課介護給付係

TEL : 0254-28-9201 FAX : 0254-21-1091